

平成30年 第1回下川町農業委員会総会 会議記録

会議年月日	平成30年1月18日（木）					
会議の場所	下川町役場4階会議室					
開 会	1月18日（木） 午後13時30分					
出席者	1番	小林良二	5番	伊藤隆	9番	鈴木和夫
	2番	林文男	6番	及川幸雄	10番	伊藤勇一
	3番	加集賢一	7番	三島卓	11番	武藤昭広
	4番	吉田公司	8番	藤原重人		
説明者	事務局長 市田尚之					
職務のため	主査 丹野重男					
出席した者	事務補 佐藤勇大					
付議義件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					
閉 会	1月18日（木） 午後14時05分					

平成30年1月18日

署名委員 小林良二

署名委員 林文男

平成30年第1回農業委員会総会議事録

平成30年1月18日(木) 総会開始 13時30分

事務局	ただ今から、平成30年第1回下川町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、武藤会長よりご挨拶をお願いいたします。
武藤会長	平成30年 第一回農業委員会総会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。 あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしく申し上げます。 みなさまにはご健勝で新年を迎えられたことを心よりお礼申し上げます。 気候的にも、非常に特に気温も高めで雪もそれほどなかったのかなとも思います。 今年も下川町の農業を大体の方向性は見えているのかなと思いますが、みなさんと議論 を深めながら、1つでも多く下川町の農業の発展に繋がっていけばいいなと思います。 どうぞよろしく申し上げます。
事務局	本日、出席委員は11名中11名で定足数に達しておりますので、総会が成立しております。 それでは、下川町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、武藤会長をお願いいたします。
武藤会長	これより議事に入ります。 まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名をおこないます。 下川町農業委員会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名委員ですが、 議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なし)
武藤会長	それでは、議事録署名委員は、1番小林委員 2番林委員をお願いいたします。 なお、会議書記には事務局の丹野氏、佐藤氏を指名いたします。 以上で日程第1を終わります。
武藤会長	日程第2 会期の決定であります。本日1日限りとしてよろしいですか。 (異議なし)
武藤会長	異議なしと認め、本日 1日といたします。
武藤会長	日程第3 諸般の報告をいたします。 事務局から報告いたします。
事務局	【諸般の報告をもとに朗読】 諸般の報告でございますが、本日1月18日 第1回農業委員会総会でございます。 以上です。
武藤会長	以上で諸般の報告をおわります。
武藤会長	日程第4 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の 決定についてを議題に供します。 なお、本案は、下川町農業委員会 会議規則、第20条の議事参与制限の規定により、林委 員の退席を願います。 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第1号 議案書をもとに朗読】

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、次のとおり農用地利用集積計画の決定について議決を求める。

平成30年1月18日提出 下川町農業委員会 会長 武藤昭広

記

1. 利用権の設定を受ける者 下川町〇〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇
2. 利用権の設定をする者 下川町〇〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇
3. 利用権の設定をする土地の表示 別紙のとおり
4. 設定する利用権、内容等 種類 賃貸借
始期 平成30年2月1日
終期 平成33年1月31日
賃借料 372,656円 (8,000/反)
支払方法 口座振込 (北はるか農協下川支所)
支払時期 毎年12月25日まで

利用権の設定をする土地の表示

下川町〇〇〇〇番地から〇〇〇番地までの計8筆になります

武藤会長

本案について質疑ありませんか。

(質疑なし)

武藤会長

それでは採決いたします。
議案第1号について、原案の通り賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

武藤会長

全員賛成ですので、議案第1号は原案の通り決定いたしました。
林委員の退席を解きます。

武藤会長

日程第5 議案第2号 農地等利用最適化の推進に関する指針についてを議題に供します。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第2号 議案書をもとに朗読】

議案第2号 農地等利用最適化の推進に関する指針について
農業委員会等に関する法律第7条の規定により、次のとおり農地等利用最適化の推進に関する指針の決定について

平成30年1月18日提出 下川町農業委員会 会長 武藤昭広

記

- 1 指針作成内容
 - (1) その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標
 - (2) その区域内における農地等の利用の最適化の推進の方法
- 2 指針
別紙のとおり

武藤会長

本案について質疑ありませんか。

吉田委員

会議録に載せてもらうようなことではないんですが、用語がわかりません。
例えば、耕地面積や1号遊休農地、2号遊休農地とはなんですか。

事務局

耕地面積は農作物の栽培を目的として使われている、田及び畑の面積のことです。
1号遊休農地は、現に耕作されていない、かつ引き続き耕作されないと見込まれる農地
2号遊休農地は、利用の程度が周辺の地域の農地に比べ劣っている農地のことを言います

吉田委員	分かりました。 ありがとうございます。
武藤会長	他に質問はありませんか。
鈴木委員	質問ではないんですけど、指針の別紙用紙の（２）の題名のところ防止発生ではなくて、発生防止ではないか。
事務局	すみません。 修正をお願いします。
武藤会長	他に質問ある方いますか。
武藤会長	それでは、採決いたします。 議案第2号について原案の通り賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)
武藤会長	全員賛成ですので、議案第2号は原案の通り決定いたしました。
武藤会長	日程第6 下川町農業者数調査についてを議題に供します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	昨年から、農業委員会の独自調査として実施しております。 農業者数調査でございます。 今回も、皆さまにお配りした農業者数調査割当て一覧表と農業者名簿を基に、昨年同様平成30年1月1日時点で町内に住所を有し、平成30年1月1日時点で20歳以上となっている方で、下記3項目のいずれかを満たすこと。 ①30a以上の農地で耕作の業務を営む者（＝経営者） ②①の者と経営を共にする親族又はその配偶者で年間概ね60日以上 耕作従事日数がある者 ③30a以上の農地で耕作の業務を営む農業生産法人の構成員で年間概ね60日以上 耕作従事日数がある者 昨年から、一緒に経営している親族・配偶者を含むことにしますので、要件を満たせていない方は二重線で抹消し、追加の場合は余白欄に記載をお願いします。 お忙しいとは思いますが、来月の総会時に提出をよろしくをお願いします。
武藤会長	質問はありませんか。
及川委員	3反以上で構成しているけど、販売実績がないっていうのは？
事務局	営農が販売しているというところで線引を行っていると思っていただきたいと思います。特に3反持っていても自家野菜とかですね、販売していない方については対象外ということで、営農についても作物を販売している定義がございます。
及川委員	わかりました。
事務局	他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

武藤会長

質疑がないので、これで第1回農業委員会総会を終わります。

(会長閉会挨拶)